

議会の議決に付すべき契約変更案件の事務誤りについて

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、令和4年第2回区議会定例会の議決に付すべき契約変更の案件であったにも関わらず、議会の議決を得ることなく契約変更を行っていたことが判明しました。

1 概要

「子ども・子育てプラザ善福寺内装改修その他工事」について、令和4年3月9日付けで契約をしましたが、新設計労務単価適用に係る特例措置により契約金額が変更になったため、契約変更の必要が生じました。契約変更後の金額が1億5千万円以上となったことから、議会の議決に付すべき契約変更の案件であったにも関わらず、議会の議決を得ることなく令和4年4月11日付けで契約変更を行いました。

- ・ 契約日 令和4年3月9日
- ・ 契約変更日 令和4年4月11日
- ・ 工期 令和4年8月17日まで
- ・ 契約金額 変更前 149,600,000円、変更後 150,788,000円

2 今後の対応及び再発防止

- ・ 令和4年第3回区議会定例会に契約変更の追認を求める議案を提出する予定です。
- ・ 契約変更時のチェックリストの作成等チェック体制の強化を行うとともに、「契約の手引き」の改定や研修等を通じた全庁への注意喚起を行うなど、再発防止に努めます。

3 職員の処分

被処分職員	処分内容	発令年月日
総務部 部長級 56歳	戒告	令和4年10月14日
総務部 課長級 47歳	戒告	令和4年10月14日

4 区長コメント

この度、区職員の事務に誤りが生じたことにつきましては、議会及び区民のみなさまの信頼を損なうものであり、心よりお詫び申し上げます。

今後は、組織的なチェック体制の徹底を図り、再発防止と区政に対する信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

- 総務部経理課：03-3312-2111 内線1531
総務部人事課：03-3312-2111 内線1511
総務部広報課：03-3312-2111 (代表)